

3 電波利用環境保護に係る周知・啓発活動等

▶ 一般国民向け周知啓発活動

6月に電波のルールに関するポスター約3,000枚、リーフレット・パンフレット約49,000枚を、国、県の機関、車輛関係団体、放送事業者、ホームセンター等131ヶ所に送付し、掲示・配付を依頼することにより、広く国民に対して電波利用ルールの遵守に関して周知・啓発を実施した。(図18参照)

10月にはラジオ放送による広報として、NHK、民放ラジオ15社からのべ300回の放送と、JR九州の車輛等への7日間の中吊り広告や主要駅構内での掲載などポスター約1000枚による周知啓発を実施した。

また、電波の生体への影響に関して地域住民が抱く不安や疑問を払拭し、正しい知識と理解を深めることを目的に、電波の安全性に関する説明会を12月に大分市内で開催した。

▶ 無線設備の販売店等への指導

量販店や無線機販売店等を訪問調査し、基準不適合設備を販売していた1店舗に対し、注意喚起を行うとともに、試買テスト(※)に基づき販売自粛の要請を1事業者に対して行った。

※試買テストとは、微弱無線機と称されている機器を実際に購入して、基準に合致しているかを測定し、基準に合致しなかったものは、その結果を公表するとともに、製造事業や販売業者へ改善を要望する制度をいう。

▶ 流通分野における周知啓発活動

ホームセンター、電気機器店、ディスカウント店、カー用品店、無線機器店40店舗を訪問し、販売されている無線利用機器の市場調査及び法令遵守の説明を行うことにより、販売店の意識の向上を図るとともに、電波法令に違反する商品を販売しないよう要請活動を実施した。(図19参照)

図18 掲示等依頼先の内訳

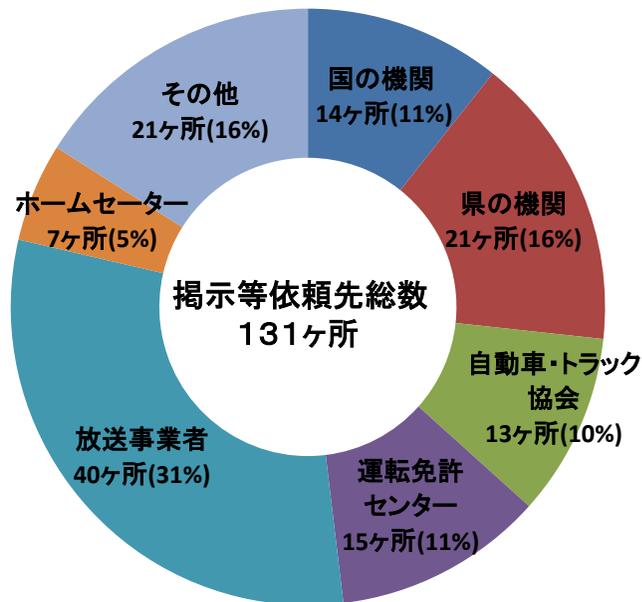


図19 訪問活動対象の内訳

